

10. 各国・地域産業財産権法概要一覧表

(1) 特許制度

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 の 地 代 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 日	期 間			非 特 許 対 象
ア ジ ア	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他	△	
	BN	ブルネイ	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○	
	BT	ブータン	○	△	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○	
	CN	中国	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願(備1)	3年	(備2)	○	
	HK	香港	○	○	○	×	○(備1)	◎	要	18月	×	公開	6月	※その他(備2)	○	
	ID	インドネシア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○	
	IN	インド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願(備1)	48月	※その他	□	
	JP	日本	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備1)	○	
	KH	カンボジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	
	KR	韓国	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	5年	その他(備1)	○	
	LA	ラオス	○	×	○	×	○	◎	要	17月	○	出願	32月	※その他	○	
	LK	スリランカ	○	○	○	×	○	◎	-	×	○	×		※	○	
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	調査時点において特許法は未制定								
	MN	モンゴル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-		※その他	○	
	MO	マカオ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	7年	※その他	○	
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	調査時点において特許法は未制定								
	MY	マレーシア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	(備1)	※その他	○	
	NP	ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	-		その他(備)	△	
	PH	フィリピン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	その他	○	
	PK	パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	-		※その他	○	
SG	シンガポール	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	(備1)	その他(備2)	○		
TH	タイ	○	○	○	×	○	◎	要	(備1)	○	公開	5年	その他	□		
TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○		
VN	ベトナム	○	○	○	×	○	◎	要	19月	○	出願(備1)	42月	※その他(備2)	○		

13 存続期間		14 異議申立		15 無効審判		16 突(施 年 義 務)	17 広 域 制 度	備考
起 算 日	期(年 間)	起 算 日	期(年 間)	起 算 日	期(年 間)			
出願	16延5	公開	4月	●		-	-	
出願	20(備2)	×		○		×	-	(備1)公共の利益に反する発明 (備2)医薬品(最長5年)
出願	20	×		○		-	-	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	×	(備3)	○		3	-	(備1)優先権があるものは優先日を言う。 (備2)原子核変換、その他 (備3)情報提供が行える。
出願	20	-		○		×	-	(備1)英国特許(EP経由を含む)又は中国特許出願を基礎に登録請求する制度。なお、香港に直接出願する短期特許(出願日から8年)の制度もあり。 (備2)人・動物の治療方法等
出願	20	公開	6月	○		3	-	
出願	20	公開/公報	(備2)	○		3	-	(備1)優先権があるものは優先日を言う。 (備2)特許付与前:公開から特許付与までの間/特許付与後:特許付与の公告日から1年。
出願	20延5 (備2)	公報	6月	○		(備3)	-	(備1)公序良俗に反する発明。 (備2)医薬品、農薬(最長5年)。 (備3)特許法83条(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定) 同法92条(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定) 同法93条(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	-		公報	3月(備3)	3	-	(備1)公序良俗に反するもの。 (備2)医薬品、農薬(最長5年)。 (備3)何人も請求できる期間。その後は利害関係人、審査官のみが請求できる。
出願	20	×		○		3	-	
出願	20	-		○		×	-	
左記参照								-
出願	20	(備)	3月	○		3	-	(備)クレームが公報に掲載された日
出願	20	×	(備)	○		3	-	(備)情報提供制度(公告日から登録までの間)あり。
左記参照								-
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)出願日から2年。通常審査の請求は1年、修正実体審査の請求は2年延長可。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
登録	7延7ずつ2 回	公報	35日	○		-	-	(備)公序良俗に反するもの
出願	20	×		○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	4月	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備3)	×		○		(備4)	-	(備1)予備審査及び方式審査により出願要件を満たしていることの通知を受けた後、現地ルート(Local Route)及び混合ルート(Mixed Route)の場合には、優先日又は出願日(分割出願の場合には、分割出願の実際の提出日)から36月以内、外国ルート(Foreign Route)の場合には、優先日又は出願日(分割出願の場合には、分割出願の実際の提出日)から54月以内に、補充審査報告を請求しなければならない。 (備2)治療方法、診断方法等。 (備3)IPOSIにおける手続の遅延による特許期間延長制度有。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	90日	●		(備2)	-	(備1)方式要件を満たしている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		×	-	
出願	20	公開	(備3)	○		(備4)	-	(備1)優先権があるものは優先日を言う。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)公開日以降審査段階にある間。 (備4)期間の定めはない。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 の 地 必 要 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	審査請求 起算 期 間		非 特 許 対 象	新 の 規 性 基 判 断 準	
大洋州	AU	オーストラリア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	完全	5年	その他(備)	○	
	FJ	フィジー	×	○	×	×	○	◎	-	-	○	-	-	その他(備1)	△	
	NZ	ニュージーランド	○	○	○	×	○	◎	要	(備)	○	×	-	※その他	△	
	PG	パプアニューギニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×	-	(備)	○	
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○	特許法の条文等の情報を入力できず内容未確認								
	TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	(備1)	×	×	×	(備2)	□	
中東	AE	アラブ首長国連邦	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	-	-	※	○	
	BH	バーレーン	○	○	○	○	○	◎	-	×	○	-	-	その他(備1)	○	
	IL	イスラエル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-	-	(備1)	○	
	IQ	イラク	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	×	×	-	-	その他(備2)	○	
	IR	イラン	○	△	×	×	○	◎	-	×	×	-	-	医薬、会計のための表	○	
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	○	-	×	○	×	-	※その他	△	
	KW	クウェート	○	○	×	×	○	◎	要	×	×	-	-	その他(備)	△	
	LB	レバノン	○	×	×	×	○	◎	要	×	○	-	-	その他(備)	○	
	OM	オマーン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	36月	その他(備1)	○	
	QA	カタール	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×	-	その他(備)	○	
	SA	サウジアラビア	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	×	-	※	○	
	SY	シリア	○	△	○	×	○	◎	要	×	×	×	-	医薬(備)	○	
	YE	イエメン	○	△	×	×	○	◎	要	×	○	×	-	その他(備1)	○	
	TR	トルコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	15月	※	○	
アフリカ	EG	エジプト	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	-	※その他(備1)	○	
	ET	エチオピア	×	△	×	×	○	◎	要	×	○	×	-	その他(備1)	○	
	KE	ケニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※	○	
	SD	スーダン	○	△	○	×	○	◎	要	-	×	-	-	(備1)	○	
	TN	チュニジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	-	※その他(備1)	○	
	NG	ナイジェリア	○	○	○	○	○	◎	要	×	×	×	-	(備1)	○	
	ZA	南アフリカ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×	-	※その他(備1)	○	
	MA	モロッコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月(備1)	×	×	-	※	○	
	AO	アンゴラ	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×	-	その他(備)	○	
	BF	ブルキナファソ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	-	※その他(備1)	○	
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	-	-	×	×	-	その他(備)	□	
	BJ	ベナン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	-	※その他(備1)	○	
BW	ボツワナ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×	-	※その他(備1)	○		

13		14		15		16	17	備考
存続期間		異議申立		無効審判		実(広	
起算日	期(年)	起算日	期(月)	起算日	期(月)	施年義務(域制度	
完全	20	公開	3月	●		3	×	(備)人及びその生成のための生物学的な方法。
登録	14(備2)	公開	3月	●(備3)		-	×	(備1)新規性、有用性を欠く発明。 (備2)英国特許の再登録制度あり。英国特許の日から3年以内に出願(EP経由を含む)。存続期間は英国特許の残存期間。 (備3)無効は最高裁判所に提訴する。
完全	20	公開	3月	●		3	×	(備)完全明細書が受理されると公開され、仮保護が与えられる。
出願	20	×		●		×	×	(備)環境を深刻に害する発明等。
左記参照								×
出願	20	×		●		(備3)	×	(備1)出願の要約が公告(公開)される。 (備2)人・動物の治療方法、事業/ゲーム等の方法等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日	×		3	-	
出願	20	×	(備2)	●(備3)		(備4)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供が行える。 (備3)利害関係人は行政機関に申立てることができる。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	公開	3月	○		(備3)	-	(備1)①治療処置方法 ②植物又は動物の新種。 (備2)医薬品、農薬(最長5年)。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備3)	-	(備1)連合暫定施政当局(CPA)指令第81号。 (備2)公序良俗に反する発明、建設物の設計等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	(備)	×		○		5	-	(備) 10、15又は20(出願人が選択する)
出願	20	公開	3月	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	2月	○		2	-	(備)食品、医薬品、調合薬等
出願	20	-		○		3	-	(備)発見、科学的理論及び数学的方法、事業活動又はゲーム方法、人・動物の治療方法等
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)動物の生産のための本質的な生産的方法。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	3月	-		3	-	(備)人・動物の治療方法等
出願	20	公報	90日	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15	×		○		2	-	(備)財務上の計画及び組合せ、医薬の処方及び混合
出願	15	公開	6月	○		(備2)	-	(備1)食品、薬品、治療用医薬品関連の非化学的発明等。 (備2)期間の定めはない。
出願	20	(備)	6月	○		3	EPC	(備)サーチレポートの公開日。
出願	20	公開	60日	○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備)	ARIPO	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		○		(備2)	ARIPO	(備1)科学的原理及び発見。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報(備2)	2月	●		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)異議申立は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)植物、動物の新種。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)補償金請求権はない。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。 (備3)EPOで付与された欧州特許のモロッコにおける認証(権利化)が可能。
出願	15	×		●		2	-	(備)人・動物用の食品、医薬、化学製品等。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		○		2	-	輸入特許の制度あり。 (備)産業又は取引の上で使用不可能な発明。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11 非特許対象	12 新規性 基準 断準
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	審査請求			
												起 算 日	期 間		
ア フ リ カ	CG	コンゴ共和国	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CF	中央アフリカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CI	コートジボアール	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CM	カメルーン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	○	-		※その他(備1)	○
	DZ	アルジェリア	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	GA	ガボン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	GH	ガーナ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	GM	ガンビア	○	○	○	×	○	◎(備1)	-	×	○	-		※その他(備2)	-
	GN	ギニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-		※その他(備1)	○
	GQ	赤道ギニア	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	GW	ギニアビサウ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	KM	コモロ	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	LR	リベリア	○	△	○	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○
	LS	レソト	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	□
	LY	リビア	○	△	○	×	○	◎	要	-	×	-		医薬、食物	△
	MG	マダガスカル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		医薬、食物	○
	ML	マリ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	MR	モーリタニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	-	×	-		※その他(備1)	○
	MW	マラウイ	○	○	○	×	○	◎	要	-	×	-		その他(備1)	△
	MZ	モザンビーク	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○
	NA	ナミビア	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		(備1)	○
	NE	ニジェール	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○
	RW	ルワンダ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○
	SC	セーシェル	○	△	○	×	○	◎	要	-	×	-		-	△
	SL	シエラレオネ	○	○	○	×	○	◎(備1)	-	×	×	×		-	-
	SN	セネガル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	○	×	○	◎	要	18月	○	×		その他(備)	○
	SZ	エスワティニ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○
	TD	チャド	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	TG	トーゴ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	○
(旧ザンジバル)		○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	

13 存続期間		14 異議申立		15 無効審判		16 実(施年義務)	17 広(域制度)	備考
起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間			
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備2)	-		○		(備3)	-	輸入特許の制度あり。 (備1)人・動物の治療方法等。 (備2)医療に関する特許は出願日より15年。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
英国特許権の残存期間		-		●		(備3)	ARIPO	(備1)出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	OAPI(備3)	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。 (備3) 2013.5.25に効力が発生。
出願	20	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	公開	2月	●(備)		3	-	(備)無効審判は連邦上級裁判所に提訴する
出願	15延5	×		●		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完全	16	公開	3月	○		(備2)	ARIPO	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日	●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法、原子核変換により得られるもの。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	14(備2)	×		●		3	ARIPO	(備1)法律、道徳に反する発明。 (備2)報酬が不十分な場合は7年(例外的に14年)延長できる。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	ARIPO	輸入特許の制度あり。 (備1)治療方法、動植物品種等 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	14延7	公開	2月	○		-	-	
英国特許権の残存期間		-		●(備2)		×	ARIPO	(備1)出願は英国の特許権者のみ可能。英国特許の日から3年以内に出願しなければならない。 (備2)無効は高等裁判所に提訴する。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	3月	●		×	-	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	×		●		-	ARIPO	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	10延5ずつ2回	-		○		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	(備2)	●		(備3)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)出願の公開から特許付与までの間。 (備3)不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 の 地 代 理 要 人 性	公 開 制 度	審 査 制 度	起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	新 の 規 性 基 判 断 準
ア フリ カ	UG	ウガンダ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-		※その他(備1)	○
	ZM	ザンビア	○	○	○	×	○	◎	要	-	×	-		その他(備1)	□
	ZW	ジンバブエ	○	○	○	×	○	◎	-	×	○	-		※その他(備1)	□
N I S 諸 国	AM	アルメニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	○	×	○	◎	要	12月	○	×		※その他(備)	○
	BY	ベラルーシ	○	△	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○
	GE	グルジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	KG	キルギス	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他	○
	KZ	カザフスタン	○	△	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備1)	○
	MD	モルドバ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他	○
	RU	ロシア	○	○ (備)	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○
	TJ	タジキスタン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○
	TM	トルクメニスタン	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	5年	※その他(備1)	○
	UA	ウクライナ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備)	○
UZ	ウズベキスタン	○	△	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備)	○	
欧 州	AD	アンドラ	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	18月	×	-		その他(備2)	○
	AL	アルバニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	-		※その他(備1)	○
	AT	オーストリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○
	BA	ボスニア・ヘルツゴビナ	○	△	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	BE	ベルギー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※(備1)	○
	BG	ブルガリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	13月	※その他(備1)	○
	CH	スイス	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○
	CY	キプロス	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	-		※	○
	CZ	チェコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○
	DE	ドイツ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	7年	※その他(備)	○
	DK	デンマーク	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○
EE	エストニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	-		※その他(備1)	○	
ES	スペイン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	(備1)	6月	※	○	

13 存続期間		14 異議申立		15 無効審判		16 実(施年義務)	17 広(域制度)	備考
起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間			
登録	15延5	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完全	16延5	公開	3月	●		(備2)	ARIPO	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	3月	●		(備2)	ARIPO	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品、人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備1)	×		◎		(備2)	EAPO	(備1)医薬品・農業の特許は最長5年延長可能。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	6月	○		3	EAPO	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20延5(備2)	×		●(備3)		5	EAPO	(備1)公共の利益に反する発明。 (備2)実施に関係当局の承認が必要な場合は最長5年の延長可。 (備3)権利有効期間中。
出願	20	公報	3月	●(備2)		3		(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)利害関係人は、再審査を請求することができる。また、無効は裁判所に提訴することもできる。
出願	20	登録	(備)	×		3	EAPO	(備)権利有効期間中。
出願	20延5(備2)	登録	(備3)	○		4	EAPO	(備1)公序良俗に反するもの等。 (備2)実施に当局の承認が必要な場合は、最長5年延長できる。 (備3)権利有効期間中。
出願	20(備)	公報	6月	●		-		(備1)医薬品は最長5年延長可能。 (備2)EPOで付与された欧州特許のモルダルにおける認証(権利化)が可能。
出願	20延5	-		○		4	EAPO	(備)2012.8.22に効力発生
出願	20	×		○		5	EAPO	
出願	20(備2)	×		○(備3)		5	EAPO	(備1)回路配置。 (備2)医薬、殺虫剤、農業は最長5年延長可能。 (備3)虚偽記載を理由とするときは裁判所に提訴する。
出願	20	公報	6月	○		3	×	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	×		○		3	×	(備)公序良俗に反する発明等。
出願	20	×		●		(備3)	×	(備1)施行規則が未制定で出願受付に至っていない。 (備2)人・動物の治療方法等(動植物の品種を除く)。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	4月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報(備2)	6月	○		(備3)	(EPC拡張国)	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無審査で付与される特許(Consensual patent)について異議申立が行える。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備2)	×		○		3	EPC	(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護。 (備2)サーチレポートのサーチ手数料を納付しない場合、又はサーチレポートを提出しない場合は6年。
出願	20	公開	3月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	9月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	(備)	○		4	EAPO	(備)期間の定めはない。
出願	20	×(備2)		○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)意見書を提出できる。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願日の翌日	20	公報	9月	●		×	EPC	(備)人・動物の治療方法、遺伝配列の単なる発見等。
出願	20	公報	9月	○		(備2)	EPC	(備1)植物新品種は植物品種法により保護。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の期間が経過したとき。
出願	20	×		公報	9月	(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、遺伝子配列、集積回路配置。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	2月	●(備2)		(備3)	EPC	(備1)サーチレポートの公開から6月以内。 (備2)無効は存続期間中及びその消滅後5年以内に提起する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 の 地 代 理 人 性	公 開 制 度 ～	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	新 の 規 性 基 判 断 準	
欧 州	FI	フィンランド	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※	○	
	FR	フランス	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○	
	GB	英国	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	
	GR	ギリシャ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	-		※	○	
	HR	クロアチア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○ (備1)	公開	6月	※その他(備2)	○	
	HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	(備1)	6月	※その他(備2)	○	
	IE	アイルランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※	○	
	IS	アイスランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	
	IT	イタリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	×	スイスとの協定により、スイス特許法の効力が及ぶ								
	LT	リトアニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他	○	
	LU	ルクセンブルグ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	出願	7年	※その他(備1)	○	
	LV	ラトビア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		その他(備1)	○	
	MC	モナコ	○	×	○	×	○	◎	要	-	×	-		(備)	○	
	ME	モンテネグロ	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	
	MK	北マケドニア共和国	○	○	○	○	○	◎	要	×	○	出願	2年	※その他(備1)	○	
	MT	マルタ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○	
	NL	オランダ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	出願	13月	※	○	
	NO	ノルウェー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※	○	
	PL	ポーランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○	
PT	ポルトガル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○		
RO	ルーマニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他(備1)	○		
RS	セルビア	○	△	○	○	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○		
SE	スウェーデン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※	○		
SI	スロベニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○		
SK	スロバキア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○		
SM	サンマリノ	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	×		その他(備1)	○		
VA	バチカン	○	△	×	×	イタリア特許法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する										
北 中 南 米	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	AR	アルゼンチン	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○	

13		14		15		16	17	備考
存続期間		異議申立		無効審判		実(施年義務)	広域制度	
起算日	期(年)間	起算日	期(年)間	起算日	期(年)間			
出願	20	登録	9月	●		(備)	EPC	(備1)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		●		(備3)	EPC	(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護。 (備2)意見書を提出することができる。 (備3)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		○		3	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)公開後情報提供制度あり。
(備1)	20	×		○		(備2)	EPC	(備1)出願日の翌日から起算する。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報(備3)	6月	○		3	EPC	(備1)実体審査不請求の場合は、権利期間は出願日から10年。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)「実体審査不請求」のものについてのみあり、特許付与請求公告日から6月。
出願	20	×		○		(備3)	EPC	(備1)出願と同時に新規性調査の公式の通知の日。 (備2)人・動物の治療方法、工業又は商業目的での人間の胚の使用等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		-	EPC	
出願	20	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	2月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
左記参照							EPC	
出願	20	×		○		×	EPC	
出願	20	×		●(備2)		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等情報提供制度あり(公開から特許付与までの間)。 (備2)無効審判は最高裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		3	EPC	(備)医薬品、財務手法等。
出願	20	×		○		(備2)	(EPC拡張国)	(備1)人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明等。 (備2)期限の定めはない。
出願	20延5(備2)	×		○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、人体の要素の単なる発見。 (備2)医薬品及び農業は最長5年延長可能。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●(備)		3	EPC	(備)無効請求時には裁判所に無効事由の適用に関する勧告書を提出する。
出願	20	公報	9月	●(備1)		(備2)	EPC	(備1)無効は裁判所に提訴する。また、特許が正当な権利者以外の者に付与されたことを理由とする訴訟は、事実を正当な権利者が知った日から1年以内に提訴しなければならない。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	6月	○		3	EPC	
出願	20	公開	3月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	6月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●(備2)		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明等。 (備2)無効宣言請求制度。 (備3)期限の定めはない。
出願	20	公報	9月	●		(備)	EPC	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備)	EPC	(備)期限の定めはない。
出願	20	×(備1)		○		(備2)	EPC	(備1)何人も「意見書」を提出できる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度がある。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
左記参照							×	
出願	20	公開	2月	●		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		●		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)公開後60日間、情報提供が行える。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 の 地 必 要 理 性	公 開 月 制 度	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 日 期 間		非 特 許 対 象	新 の 規 性 判 断 準	
北 中 南 米	BB	バルバドス	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	□	
	BO	ボリビア	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	
	BR	ブラジル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○	
	BS	バハマ	○	△	×	×	○	◎	-	×	○	×		(備)	○	
	BZ	ベリーズ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	
	CA	カナダ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	5年	単なる科学的原理、抽象的理論	○	
	CL	チリ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○	
	CO	コロンビア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○	
	CR	コスタリカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	CU	キューバ	○	○	○	×	○	○	要	×	×	×		※(備1)	○	
	DO	ドミニカ共和国	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	×		※(備1)	○	
	DM	ドミニカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	○	
	EC	エクアドル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○	
	GD	グレナダ	○	○	○	×	○	特許法の条文等の情報を入手できず内容未確認								
	GT	グアテマラ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	△	
	HN	ホンジュラス	○	○	○	×	○	◎	要	(備1)	○	×		※	○	
	HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	-	-	×	×		その他(備)	○	
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	○	要	×	○	-		-	△	
	KN	セントクリストファー・ネイビス	○	○	○	×	○(備)	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○	
	LC	セントルシア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	(備1)		その他(備2)	○	
	MX	メキシコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	
	NI	ニカラグア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	公開	6月	※その他(備1)	○	
	PA	パナマ	○	○	○(備1)	×	○	◎	要	18月	×(備2)	-		※その他(備3)	○	
	PE	ペルー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○	
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	×		※医薬(備1)	○	
SR	スリナム	○	○	×	×	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	○		
SV	エルサルバドル	○	○	○	×	○	◎	-	(備1)	○	公開	6月	※その他(備2)	○		
TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	○		
US	米国	○	○	○	×	○	◎	-	18月(備1)	○	×		(備2)	○		
UY	ウルグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	120日	※その他(備1)	○		
VC	セントビンセント	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○		
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○		

13		14		15		16	17	備考
存続期間		異議申立		無効審判		実(施年義務)	広(域制)	
起算日	期(年)	起算日	期(間)	起算日	期(間)			
出願	15延5	-		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日	○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備)		○		3	-	(備)特許付与に対して情報提供が行える。
出願	16	×		○		×	-	(備)動植物の品種等
出願	20	公開	2月	●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等、人・動物の生命・健康を守るために必要な発明等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備)		●		3	-	(備)特許付与に対して情報提供が行える。
出願	20	公開	45日	●		×	-	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	公開	60日	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
登録	12(備2)	公開(備3)	30日	○		1	-	(備1)人・動物の治療方法。 (備2)医療、農薬、食品等については1年。 (備3)最初の公告(公開)
出願	10延5	×		○		(備2)	-	発明者証の制度あり。 (備1)化学物質、医薬、食品、治療方法等の発明は発明者証のみ可能。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	×		●		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)医薬品・農薬は5年延長可能。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
左記参照							-	
出願	20	×(備2)		○		×	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度(公告日から3月間)あり。
出願	16	公開	2月	公報	12月(備2)	3	-	(備1)化学的方法により得られる物質、食料又は医薬に用いる物質等。 (備2)裁判所に提訴することもできる。(期限の定めなし)
出願	20	公開	90日	○		(備2)	-	(備1)特許要件を備えている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
登録	5延5ずつ2回	×		○		×	-	(備)公序良俗に反するもの。
登録	14延7	×		○		×	-	
出願	20	公開	3月	●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	2月	○		3	-	(備1)調査報告書の請求、調査及び審査報告書の請求、又は対応外国出願の詳細情報の提出の何れかをしなければならない。 (備2)人・動物の治療方法等。
出願	20	×		○		(備2)	-	(備1)人・動物の診断、治療方法等 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		●		×	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度あり。
出願	20	×		○		×	-	(備1)2012.9.7に効力発生。 (備2)明らかに新規性を欠く場合には拒絶される。 (備3)人・動物の治療方法等。
出願	20	公開	30日	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●(備2)		(備3)	-	(備1)2005.1.1から特許対象。 (備2)無効は民事商事裁判所に提訴する。付与手続き違反で特許が付与された場合には、特許付与日から5年又はパラグアイにおける発明の実施開始日から2年の何れか早く終了する時点までの時効規定が適用される。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備3)		○		(備4)	-	(備1)方式要件を備えている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)情報提供が行える。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等、数学的方法、その他。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備3)	×(備4)(備5)		×(備6)		×	-	(備1)出願人が出願時に、出願公開が義務付けられている国に出願する意図がなく、またその後もその意図がないことを宣言したときには出願公開は行われない。 (備2)租税戦略、人体組織、核兵器に関連するもの。 (備3)医薬品等の特許は最長5年間延長可能。 (備4)情報提供が行える。 (備5)付与後レビュー制度が存在する。 (備6)当事者系レビュー制度が存在する。
出願	20	×(備2)		○		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)出願の公開から60日以内に意見書を提出できる。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	3月	●		(備2)	-	(備1)法律又は公序良俗に反する発明。 (備2)期限の定めなし。
登録	5又は10	公開	60日	●(備2)		2	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する(異議申立を行わなかった人のみ。登録から2年以内)

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11 非特許対象	12 新規性 基準 判断
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	現 地 代 理 人 性	公 開 制 度	審 査 制 度	起 算 日	期 間		
国際 機関	EP	欧州特許庁(EPO)	×	×	×	×	○	◎	要	18月	○	欧州調査報告書の公開日	6月	※その他(備1)	○
	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	×	×	×	×	○	◎	要	18月	○	×		(備)	○
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	×	×	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	EA	ユーラシア特許庁(EAPO)	×	×	×	×	○	◎	要	18月	○	調査報告書の公開日	6月	※その他(備1)	○

(資料) 特許庁「平成30年度各国産業財産権制度に関する情報調査・整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- 1 パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
- 3 PCT(特許協力条約)の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 4 PLT(特許法条約)の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 5 特許法の項中、「○」は特許法があることを、「×」はないことを、「暫」は暫定法があることを示す。
- 6 出願人の資格の項中、「◎」は「発明者又は承継人が出願できることを」、「○」は発明者又はその相続人のみが出願できることを示す。
- 7 代理人の必要性の項中、「要」は「現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とする」ことを示す。
- 8 公開制度の項中、月数は、出願日又は優先日のいずれか早い日からの期間を示し、当該期間の経過後に出願が公開されることを示す。「×」は出願公開制度を有していないことを示す。
- 9 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。
- 10 審査請求の項中、「×」は審査請求制度を有していないことを示す。また、審査請求における「起算日」は、審査請求ができる期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「公開」は出願公開日(登録前)を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ起算日とすることを示す。
- 11 非特許対象の項中に記載の物質については、当該物質そのものの発明に特許を与えないことにとどまり、その製法は何れも特許対象となり得るものを意味し、非特許対象が(1)発見、科学的理論及び数学的方法、(2)美的創作物、(3)ゲームの方法、事業活動の方法及びコンピュータプログラム、(4)情報の提示、及び(5)動・植物の品種の全てを含む場合に「※」を記している。
- 12 新規性判断の基準の項中、「○」は「内外国公知公用・内外国刊行物」を、「□」は「国内公知公用・内外国刊行物」を、「△」は「国内公知公用・国内刊行物」を基準としている場合を示す。
- 13 存続期間における「起算日」は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は特許登録日を、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ、起算日とすることを示す。また、期間の項中、「延」とあるのは、期間延長制度があることを示す。
- 14 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は特許登録日を、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
- 15 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、起算日とすることを示す。
- 16 実施義務の項中、年数の表示は実施義務があり、この場合における特許発明の実施を必要とする期間であり、「×」は実施義務がない場合を示す。
- 17 EPC(欧州特許条約)の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「△」は欧州特許を拡張することができる国を、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 18 EAPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 19 ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 20 OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。

「備考」の項中、

(イ)「発明者証」とは、社会主義国において採用されているもので、発明に対しては「発明者証」又は「特許」(資本主義国のそれと同じ)の何れかが出願人の選択により付与されるが、「発明者証」を付与されたときは、その実施権は国家に法律上当然帰属することとなり、被交付者は単に「報酬」、「所得税減免等の特典」等を付与されるにすぎないものであるものをいう。

(ロ)輸入特許(又は確認特許)とは、外国特許を有する者がその外国特許について特許出願することにより保護が得られるもので、出願審査に際しては一般の特許性判断基準が適用されないこととなるものをいう。

上記表中、タンザニアは旧タンガニカ及び旧ザンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。

※情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際協力課

13		14		15		16	17	備考
存続期間		異議申立		無効審判		実（	広	
起算日	期（年）	起算日	期	起算日	期	施年義務）	域制度	
出願	20	公報	9月	(備2)		(備3)	/	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)、(備3)各締約国の国内規定に委任されている。
出願	20	×		(備)		(備)	/	(備)各締約国の国内規定に委任されている。
出願	20	×		●		(備2)	/	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	6月	○		(備2)	/	(備1)公序良俗に反する発明。 (備2)各締約国の国内規定に委任されている。